（文部科学省組織令の一部改正）

第十二条　文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二十三号及び第三十六条第六号中「教科に関する事項」を「長が行う教科指導について」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、少年院法の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　この政令の施行の日前に発生した死亡又は障害を原因とする犯罪被害者等給付金については、第四条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
環境大臣　望月　義夫

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十四号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十六条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十四条及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第二十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第一条　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「千二百五十二円」を「千三百八十二円」に改め、同条第二号中「五十一円」を「五十八円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第二条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「二千二百四十五円」を「千八百七十円」に改める。

第二条中「千三百八十九円」を「千八百二十五円」に改める。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第三条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成十七年政令第百四十九号）の一部を次のように改正する。

「二十七円」を「二千五百六十三円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める交付金から適用する。

一　第一条の規定による改正後の国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条　平成二十六年度分の事務費交付金

二　第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条　平成二十六年度分の事務費交付金

三　第三条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令　平成二十六年度分の事務費交付金

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

条約

北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第三号

北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約

締約国は、

北太平洋における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保し、また、これを行うに当たり、当該漁業資源が存在する海洋生態系を保護することを約束し、

千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約、千九百九十五年十二月四日の分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定及び千九百九十三年十一月二十四日の保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定に反映されている関連国際法を想起し、並びに国際連合食糧農業機関の総会がその第二十八回会期において千九百九十五年十月三十一日に採択した責任ある漁業に関する行動規範及び国際連合食糧農業機関が二千八年八月二十九日に採択した公海の深海における漁業の管理のための国際的な指針を考慮し、

国際連合総会が、その決議第百五号（第六十一回会期）及び決議第七十二号（第六十四回会期）において破壊的な漁業活動による重大な悪影響からぜい弱な海洋生態系及び関連する種を保護するための措置をとるよう要請していること、並びにその決議第三十一号（第六十回会期）において、加盟国に対し、適当な場合には、千九百九十五年十二月四日の分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の一般原則が公海上にのみ存在する魚類資源についても適用されるべきであることを認めるよう奨励していることに留意し、

北太平洋における海洋の生物の多様性及び生態系を理解し、並びに漁業が海産生物の種及びぜい弱な海洋生態系に与える影響を評価するため、科学的データを収集する必要性を認識し、